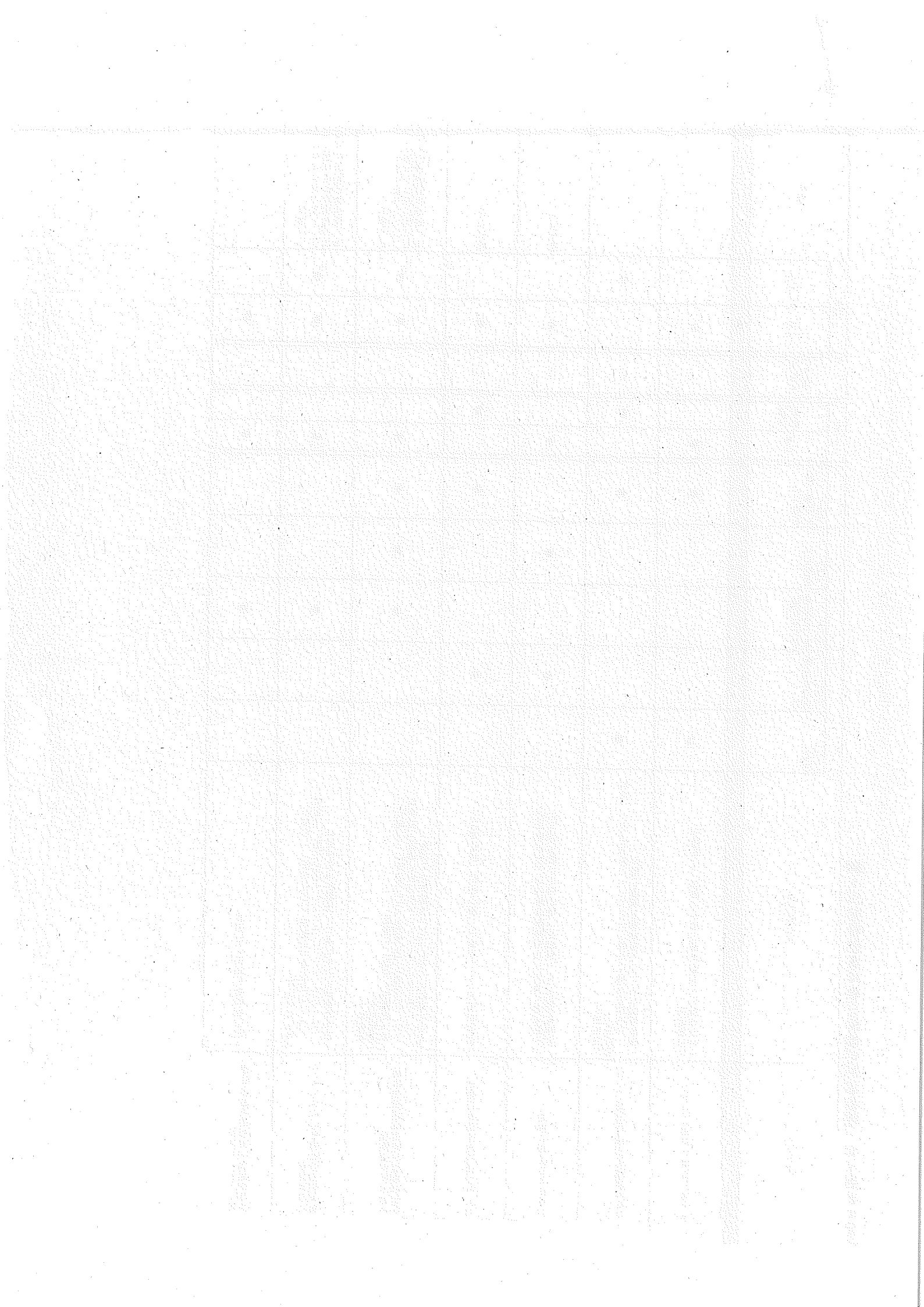


令和6年度入札・契約制度改善等に係る規程等改正一覧

規程等名称	主な改正点	(1) 総括	(2) 契約約款関係	(3) 総合評価落札方式関係	(4) 組織改正	(5) その他(体裁修正)	分類		新旧対照表	適用		備考
							工事	業務委託		4月	6月	
【例規改正】												
① 工事費内訳書の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札金額の入力誤り等に対する取扱いの明確化</li> <li>体裁修正</li> </ul>	●				●		●	○	●	●	
② 業務委託費内訳書の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託における内訳書提出義務の緩和</li> <li>「工事費内訳書の取扱いについて」と表記を統一(別表の追加)</li> <li>体裁修正</li> </ul>	●				●		●	○	●	●	
③ 工事請負契約書の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員通知への「連絡先」欄の追加(様式第4号)</li> <li>中間審査私認定に係る書類の簡素化(様式第47号)</li> </ul>		●					●	○	●	●	様式のみ
④ 設計業務等委託契約書の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員通知への「連絡先」欄の追加(様式第5号)</li> </ul>		●					●	○	●	●	様式のみ
⑤ 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式における評価項目の見直し</li> <li>(1) 「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止</li> <li>(2) 「生産性向上の取組(ICTの活用)」の設定</li> <li>施工計画書の取扱いの緩和</li> <li>組織改正</li> <li>体裁修正</li> </ul>			●		●		●	○	●	●	※「総合評価落札方式」における評価項目の見直しについては令和6年6月1日から適用
⑥ 簡易型総合評価落札方式における留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式における評価項目の見直し</li> <li>(1) 「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止</li> <li>(2) 「生産性向上の取組(ICTの活用)」の設定</li> <li>みずれ対応等</li> </ul>			●				●	○	●	●	※「総合評価落札方式」における評価項目の見直しについては令和6年6月1日から適用
⑦ 愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案書の取扱いの緩和</li> </ul>			●				●	○	●	●	



工事費内訳書の取扱いについての一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(R 6. 4 ~)	(H 29. 4 ~)	
1 提出対象工事 全工事 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第12条に基づき、平成27年4 月1日以降に入札公告又は指名通知するもの)	1 提出対象工事 全工事 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第12条に基づき、平成27年4 月1日以降に入札公告又は指名通知するもの)	1 提出対象工事 全工事 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第12条に基づき、平成27年4 月1日以降に入札公告又は指名通知するもの)
2・3 省略 4 その他	2・3 省略 4 その他	2・3 省略 4 その他
ア. 様式について 県が工事費内訳書の様式を電子媒体(エクセル形式)で 示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成され ていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよ う十分に確認し、提出すること。(工事費内訳書の様 式を示さない工事であっても、別添様式に準じて必ず 作成のうえ提出すること。)	県が工事費内訳書の様式を電子媒体(エクセル形式)で 示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成され ていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよ う十分に確認し、提出すること。(工事費内訳書の様 式を示さない工事であっても、別添様式に準じて必ず 作成のうえ提出すること。)	県が工事費内訳書の様式を電子媒体(エクセル形式)で 示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成され ていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよ う十分に確認し、提出すること。(工事費内訳書の様 式を示さない工事であっても、別添様式に準じて必ず 作成のうえ提出すること。)
イ. 低入札回数に加算について 工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、入札 金額が調査基準価格(最低制限価格)を下回っていたとし ても、低入札回数には加算しない。	イ. 低入札回数に加算について 工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、入札 金額が調査基準価格(最低制限価格)を下回っていたとし ても、低入札回数には加算しない。	

(別添) 工事費内訳書を次のように改める。

別添

## 工事費内訳書

工事名を記載すること。

〇〇工事

商号又は名称:

内 訳	金 額	備 考
〇〇		
〇〇工		
〇〇		
・		工事に応じた工事区分・ 工種等を記載すること。
・		
・		
□□工		
□□		
直接工事費		
共通仮設		
共通仮設費		
安全費		
共通仮設費(率)		
純工事費		
現場管理費		
工事原価		
一般管理費		
工事価格		
消費税額及び地方消費税額		
工事費計		

※工種ごとの金額が記載されていない、4費目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)を記載する欄のいずれかが空白になっているなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

※少なくとも工種まで記載すること。

業務委託費内訳書の取扱いについて（令和4年5月11日付け4行革（行）第48号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後	改 正 前
1	省略		1 省略
2	適用時期 令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの	令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの	2 適用時期 令和4年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの
3	適用方法 全ての業務委託で、原則、「業務委託内訳書」の提出を求めないこととする。 ただし、予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件については、引き続き、「業務委託内訳書」の提出を求める。	全ての業務委託で、原則、「業務委託内訳書」の提出を求めないこととする。 ただし、予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件については、引き続き、「業務委託内訳書」の提出を求める。	3 適用方法 【予定価格が500万円を超える業務委託】 1) 予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件 ・県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付） 2) 上記以外 ・入札参加者の任意様式 【予定価格が500万円以下の業務委託】 ・入札参加者の任意様式
4	内訳書様式等の取扱い 予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件は、県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付）し、提出を求めること。	内訳書様式等の取扱い 予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件は、県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付）し、提出を求めること。	4 内訳書の有効・無効の判断 当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。
5	内訳書の有効・無効の判断 当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。	内訳書の有効・無効の判断 当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。	4 内訳書の有効・無効の判断 当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。

業務委託費内訳書の取扱いについての一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(R 6 . 6 ~)	(R 4 . 6 ~)
1	<p>提出対象業務委託（令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの）</p> <p>予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（入札公告又は指名通知に業務委託費内訳書の添付があるもの）</p>	<p>提出対象業務委託（令和4年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの。）</p> <p>建設工事に関する調査、測量及び設計業務。</p>
2	省略	省略
3	<p>業務委託費内訳書の様式、記載内容</p> <p>入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書的设计内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。</p> <p>なお、金額が記載されていないなど業務委託費内訳書に別表に該当する不備があるときは、業務委託費内訳書が提出されていないもののみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>業務委託費内訳書の様式、記載内容</p> <p>入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。</p> <p>なお、金額が記載されていないなど業務委託費内訳書の記載内容に不備があるときは、業務委託費内訳書が提出されていないもののみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>
	別表	
1	<p>業務委託費内訳書が未提出である</p>	<p>(1) 業務委託費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合</p>

<u>と認められる場合</u> <u>(未提出であると</u> <u>同視できる場合を</u> <u>含む。)</u>	<u>(2) 業務委託費内訳書とは無関係な書類である場合</u> <u>(3) 他の業務の業務委託費内訳書である場合</u>
	<u>(4) 白紙である場合 (業務委託費内訳書に全く記載がない場合を含む。)</u>
	<u>(5) 業務委託費内訳書に押印がない場合</u> <u>(電子入札システムにより業務委託費内訳書が提出された場合を除く。)</u>
	<u>(6) 業務委託費内訳書が特定でない場合</u> <u>(複数の業務委託費内訳書が提出されている、他の業務の業務委託費内訳書が含まれる場合等)</u>
<u>2 入札金額が業務委託費内訳書の業務価格 (税抜業務委託料) と一致しない場合</u>	
<u>3 その他の不備により適正な見積りがなされていないと判断される場合</u>	





様式第4号 (第9条第1項及び第3項関係)

第 号  
年 月 日

(受注者) 様

地方局長  
(公印省略)

監督員について (通知)

年 月 日契約に係る 第 号 工事の監督員として下記の者を充てることとしましたので、承知せられたく通知します。

なお、監督員の権限、行為等の範囲は、契約書に定める事項及び県工事執行上必要として定められている関係諸規程に規定している監督員としての指導、監督、検査及び指示事項の範囲とします。

また、必要と認める場合は、監督員を交替することがあるほか、監督員の所属する部所の他の職員が随時監督等の業務を執行することがあるので申し添えます。

記

所属名	課 名	係 名	監督員		備 考
			職	氏名・連絡先アドレス	

- (注) 1 監督員を変更した場合は、新、旧監督員をそれぞれ記入し、備考欄に「新」、「旧」と記入すること。
- 2 2名以上の監督員において、権限を分任させた場合は、備考欄にそれぞれの権限の内容を記入すること。
- 3 本庁設計に係る工事の場合は、発信者を地方局長から部局長に訂正して使用すること。
- 4 連絡先に個人メールアドレスを利用する場合は、コリンズの登録確認など軽微な内容に限り、管理職等を含む複数職員を宛先に含めるなど、情報の共有を徹底すること。

# 工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日付	年 月 日 ( 月分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			
年 月 日			

受注者 \_\_\_\_\_

注 実施工程は50%以上、出来高金額計は請負代金額の2分の1以上であること。

様式第5号（第9条第1項及び第3項関係）

第 号  
年 月 日

(受注者) 様

地方局長  
(公印省略)

監督員について（通知）

年 月 日契約に係る 第 号 業務委託の  
監督員として下記の者を充てることとしましたので、承知せられたく通知します。

なお、監督員の権限、行為等の範囲は、契約書に定める事項及び業務執行上必要として定められている関係諸規程に規定している監督員としての指導、監督、検査及び指示事項の範囲とします。

また、必要と認める場合は、監督員を交替することがあるほか、監督員の所属する部所の他の職員が随時監督等の業務を執行することがあるので申し添えます。

記

所属名	課 名	係 名	監 督 員		備 考
			職	氏名・連絡先アドレス	

- (注) 1 監督員を変更した場合は、新、旧監督員をそれぞれ記入し、備考欄に「新」、「旧」と記入すること。
- 2 2名以上の監督員において、権限を分任させた場合は、備考欄にそれぞれの権限の内容を記入すること。
- 3 本庁設計の場合は、発信者を地方局長から部局長に訂正して使用すること。
- 4 連絡先に個人メールアドレスを利用する場合は、テクリスの登録確認など軽微な内容に限り、管理職等を含む複数職員を宛先に含めるなど、情報の共有を徹底すること。



愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(学識経験者の意見聴取)		(学識経験者の意見聴取)
第4条 省略	第4条 省略	第4条 省略
2 省略	2 省略	2 省略
3 委員の意見聴取に関する事務については、総務部総務管理局行政経堂課において処理する。	3 委員の意見聴取に関する事務については、総務部総務管理局行政経堂課において処理する。	3 委員の意見聴取に関する事務については、総務部行政改革局行革分権課において処理する。
(適正な履行の確保)	(適正な履行の確保)	(適正な履行の確保)
第11条 簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をなかつたため認められる場合又は加点評価のあった評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。	第11条 簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をなかつたため認められる場合又は加点評価のあった評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。	第11条 簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をなかつたため認められる場合又は加点評価のあった評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。
(1) 実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）を実施しなかつた場合	(1) 実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）を実施しなかつた場合	(1) 使用することとしていた主作業船及び建設機械（掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）を除く。）を使用しなかつた場合
(2) 使用することとしていた主作業船及び建設機械（掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）を除く。）を使用しなかつた場合	(2) 使用することとしていた主作業船及び建設機械（掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）を除く。）を使用しなかつた場合	(1) 使用することとしていた主作業船及び建設機械（掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）を除く。）を使用しなかつた場合
(3) 配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなかつた場合	(3) 配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなかつた場合	(2) 配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなかつた場合
(4) 全ての下請を県内業者とする施工（県内業者が元請として自社施工する場合を含む）を計画していたが実施できなかつた場合	(4) 全ての下請を県内業者とする施工（県内業者が元請として自社施工する場合を含む）を計画していたが実施できなかつた場合	(3) 全ての下請を県内業者とする施工（県内業者が元請として自社施工する場合を含む）を計画していたが実施できなかつた場合

別表 1、別表 2 及び別表 2 - 2 を次のように改める。

(別表1)  
【土木一式工事の場合】

評価項目等 (施工計画型)

(1) 施工計画について			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	施工上配慮すべき事項	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、工夫が見られる。	21~30	/ 30
		施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、やや工夫が見られる。	11~20	
選択	工程管理に係る技術的所見	工事の実施手順が適切で、工期が大幅に短縮される。	21~30	/ 30
		工事の実施手順が適切で、工期がやや短縮される。	11~20	
選択	品質管理に係る技術的所見	品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	21~30	/ 30
		品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる。	11~20	
		品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切である。	0~10	

(2) 企業の施工能力について			配点	得点	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
選択	同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	10	/ 10	
		類似工事の実績あり	5		
必須	工事成績評定点	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	上記以外	/ 20	
		過去3か年度の工事成績評定平均点	80点以上		20
			79点		18
			78点		16
			77点		14
			76点		12
			75点		10
			75点未満		0
			2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり		10
			知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり		5
表彰なし	0				
選択	生産性向上の取組(ICTの活用)	施工プロセスの全てでICTを活用(100%活用)	10	/ 10	
		施工プロセスの一部でICTを活用(100%部分活用)	5		
		その他のICTを活用	3		
		いずれも活用しない	0		

※1「同種・類似工事の施工実績」では、次に掲げる工事に該当するものを評価する。

同種工事  
類似工事

※2「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。

(3) 配置予定技術者について			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の従事経験	主任(監理)技術者として同種工事の従事経験あり	10	/ 10
		主任(監理)技術者として類似工事の従事経験あり	6	
選択	主任(監理)技術者の保有する資格	現場代理人として同種工事の従事経験あり	4	/ 5
		現場代理人として類似工事の従事経験あり	2	
必須	継続学習(CPD)の取組み	上記以外	0	/ 5
		監督技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	5	
		上記以外	0	
		100ユニット以上	5	
		80ユニット以上100ユニット未満	4	
		60ユニット以上80ユニット未満	3	
		40ユニット以上60ユニット未満	2	
		20ユニット以上40ユニット未満	1	
20ユニット未満	0			

※1「同種・類似工事の従事経験」では、上記(2)の※1に掲げる工事に該当するものを評価する。

※2「同種・類似工事の従事経験」について、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格とは別に、総合評価においては従事経験に含まない。

(4) 技術力の継続的な確保について			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	設備等施工体制	(鋼構・PC橋・水門鋼門工事等で工事製作を行う場合) 製作工場の有無	県内にあり	10
		県内になし	0	
		(生体産物を用いる築上工事の場合) 所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用	10
		上記以外	0	
必須	災害時の事業継続力	(工事が土壌における一般土木の場合) 掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)の所有の有無	掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)を所有	5
		掘削系建設機械を所有	3	
必須	県内下請業者の活用	四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定あり	5	/ 5
		認定なし	0	
必須	若手技術者等の育成	全ての下請業者(二次以下を含む)が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5	/ 5
		上記以外	0	
必須	若手技術者等の育成	30歳未満を担当技術者として配置	5	/ 5
		35歳未満を担当技術者として配置	4	
		30歳未満を現場代理人として配置	2	
		35歳未満を現場代理人として配置	1	
		上記以外	0	

(5) 地理的要件			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
必須	本・支店、営業所の有無	同一市町内にあり	15	/ 15
		旧地方局管内にあり	10	
		現地方局管内にあり	5	
		上記以外	0	

(6) 地域貢献度			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
必須	災害対応等の実績	次の①~③までの全ての実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	15	/ 15
		次の①~③までのいずれか2つの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10	
		次の①~③までのいずれかの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5	
必須	公共土木施設愛護事業への参加実績	上記以外	0	/ 5
		5回以上の参加実績あり	5	
必須	年間維持工事等の契約実績	5回未満の参加実績あり	3	/ 5
		参加実績なし	0	
選択	(工事が一般土木の場合) 年間維持工事等の契約実績	2件以上の契約実績あり	10	/ 10
		契約実績あり	5	
		契約実績なし	0	

※ 「災害対応等の実績」について、災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、過去2か年度のいずれの年度においても実績がある場合に限り。

※ 本表は、土木一式工事に係る標準的な様式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(別表2)  
【土木一式工事の場合】

評価項目等 (実績確認型)

(1) 企業の施工能力について				/ 50	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
選択	同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	10	/ 10	
		類似工事の実績あり	5		
		上記以外	0		
必須	工事成績評定点	80点以上	20	/ 20	
		78点以上80点未満	18		
		76点以上78点未満	16		
		74点以上76点未満	14		
		72点以上74点未満	12		
		70点以上72点未満	10		
		70点未満	0		
必須	優良工事表彰歴	土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	10	/ 10	
		2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	5		
		知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	0		
選択	生産性向上の取組 (ICTの活用)	(設計金額1億円以上の工事の場合) 当該工事におけるICTの活用	10	/ 10	
		施工プロセスの全てでICTを活用 (ICT全面活用)	5		
		施工プロセスの一部でICTを活用 (ICT部分活用)	3		
		その他のICTを活用	0		
		いずれも活用しない	0		

※1 「同種・類似工事の施工実績」では、次に掲げる工事に該当するものを評価する。

同種工事
類似工事

※2 「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。

(2) 配置予定技術者について				/ 20	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
選択	同種・類似工事の従事経験	主任 (監理) 技術者として同種工事の従事経験あり	10	/ 10	
		主任 (監理) 技術者として類似工事の従事経験あり	6		
		現場代理人として同種工事の従事経験あり	4		
		現場代理人として類似工事の従事経験あり	2		
		上記以外	0		
必須	主任 (監理) 技術者の保有する資格	(災害復旧工事以外の設計金額1億円以上の工事の場合) 保有する資格の有無	5	/ 5	
		上記以外	0		
		(災害復旧工事及び設計金額1億円未満の工事の場合) 保有する資格の有無	5		
		主任 (監理) 技術者になれる資格 (実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	3		
		上記以外	0		
必須	継続学習 (CPD) の取組み	CPDの取得単位数	5	/ 5	
		100ユニット以上	5		
		80ユニット以上100ユニット未満	4		
		60ユニット以上80ユニット未満	3		
		40ユニット以上60ユニット未満	2		
		20ユニット以上40ユニット未満	1		
		20ユニット未満	0		

※1 「同種・類似工事の従事経験」では、上記 (1) の※1に掲げる工事に該当するものを評価する。

※2 「同種・類似工事の従事経験」について、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格とは別に、総合評価においては従事経験に含まない。

(3) 技術力の継続的な確保について				/ 25	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
選択	設備等施工体制	(鋼構・PC鋼・木門鋼門工等専らで工機製作を行う場合) 製作工場の有無	県内にあり	10	/ 10
		県内になし	0		
		(主作業船を用いる海上工事の場合) 所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用	10	
		上記以外	0		
		(工機が土木一式における一般土木の場合) 掘削系建設機械及びダンプトラック (最大積載量2t以上) の所有の有無	掘削系建設機械及びダンプトラック (最大積載量2t以上) を所有	5	
		掘削系建設機械を所有	3		
必須	災害時の事業継続力	災害時の事業継続計画 (BCP) の認定の有無	四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定あり	5	/ 5
		認定なし	0		
		全ての受講業者 (二次以下を含む) が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5		
必須	若手技術者等の育成	全ての受講業者 (二次以下を含む) が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5	/ 5	
		上記以外	0		
		30歳未満を担当技術者として配置	5		
		35歳未満を担当技術者として配置	4		
		30歳未満を現場代理人として配置	2		
		35歳未満を現場代理人として配置	1		
		上記以外	0		

(4) 地理的要件				/ 15	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
必須	本・支店、営業所の有無	同一市町内にあり	15	/ 15	
		旧地方局管内にあり	8		
		上記以外	0		

(5) 地域貢献度				/ 30	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
必須	災害対応等の実績	次の①～③までの全ての実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	15	/ 15	
		次の①～③までのいずれか2つの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10		
		次の①～③までのいずれかの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5		
必須	公共土木施設愛護事業への参加実績	5回以上の参加実績あり	5	/ 5	
		5回未満の参加実績あり	3		
		参加実績なし	0		
選択	(工機が一般土木の場合) 年間維持工事等の契約実績	過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	10	/ 10	
		2件以上の契約実績あり	5		
		契約実績なし	0		

※ 「災害対応等の実績」について、災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、過去2か年度のいずれかの年度においても実績がある場合に限る。

※ 本表は、土木一式工事に係る標準的な様式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。



(別表2-2)  
 【設計金額2億円以上の工事のうち、「実績確認型」によることができるもの(土木一式工事)の場合】  
 評価項目等(実績確認型)

(1) 企業の施工能力について			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	10	/ 10
		類似工事の実績あり	5	
必須	工事成績評定点	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	上記以外	/ 20
		80点以上	20	
		79点	18	
		78点	16	
		77点	14	
		76点	12	
		75点	10	
		75点未満	0	
		2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	10	
		知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	5	
必須	優良工事表彰歴	土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	表彰なし	/ 10
		表彰なし	0	
選択	生産性向上の取組(ICTの活用)	当該工事におけるICTの活用	施工プロセスの全てでICTを活用(ICT全面活用)	/ 10
		施工プロセスの一部でICTを活用(ICT部分活用)	5	
		その他のICTを活用	3	
		いずれも活用しない	0	

※1「同種・類似工事の施工実績」では、次に掲げる工事に該当するものを評価する。

同種工事
類似工事

※2「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。

(2) 配置予定技術者について			配点	得点	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
選択	同種・類似工事の従事経験	過去15年間の主任(監理)技術者及び現場代理人としての同種・類似工事の従事経験	主任(監理)技術者として同種工事の従事経験あり	/ 10	
		主任(監理)技術者として類似工事の従事経験あり	6		
		現場代理人として同種工事の従事経験あり	4		
		現場代理人として類似工事の従事経験あり	2		
		上記以外	0		
選択	主任(監理)技術者の保有する資格	(災害復旧工事以外の場合)保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	/ 5	
		上記以外	0		
		(災害復旧工事の場合)保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)		5
		主任技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	3		
		上記以外	0		
必須	継続学習(CPD)の取組み	CPDの取得単位数	100ユニット以上	/ 5	
			80ユニット以上100ユニット未満		5
			60ユニット以上80ユニット未満		4
			40ユニット以上60ユニット未満		3
			20ユニット以上40ユニット未満		2
			20ユニット未満		1
			20ユニット未満		0

※1「同種・類似工事の従事経験」では、上記(1)の※1に掲げる工事に該当するものを評価する。

※2「同種・類似工事の従事経験」について、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格とは別に、総合評価においては従事経験に含まない。

(3) 技術力の継続的な確保について			配点	得点	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
選択	設備等施工体制	(製鋼・PC部・水門扉門工等専ら工場製作を伴う場合)製作工場の有無	県内にあり	/ 5	
		県内になし	0		
		(主作業船を用いる海上工事の場合)所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用		10
		上記以外	0		
		(工事が土木一式における一般土木の場合)掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)の所有の有無	掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)を所有		5
必須	災害時の事業継続力	災害時の事業継続計画(BCP)の認定の有無	掘削系建設機械を所有	/ 5	
		認定なし	0		
必須	県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画	四国建設業BCP審査会又はえひめ建設業BCP審査会の認定あり	/ 5	
		上記以外	0		
必須	若手技術者等の育成	若手技術者等(35歳未満)の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置	/ 5	
			35歳未満を担当技術者として配置		5
			30歳未満を現場代理人として配置		4
			35歳未満を現場代理人として配置		2
			上記以外		0

(4) 地理的要件			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
必須	本・支店、営業所の有無	同一市町内にあり	15	/ 15
		旧地方局管内にあり	10	
		現地方局管内にあり	5	
		上記以外	0	

(5) 地域貢献度			配点	得点
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
必須	災害対応等の実績	次の①～③までの全ての実績あり	15	/ 15
		次の①～③までのいずれか2つの実績あり	10	
		次の①～③までのいずれかの実績あり	5	
		上記以外	0	
必須	公共土木施設愛護事業への参加実績	5回以上の参加実績あり	5	/ 5
		5回未満の参加実績あり	3	
		参加実績なし	0	
選択	(工事が一般土木の場合)年間維持工事等の契約実績	2件以上の契約実績あり	10	/ 10
		契約実績あり	5	
		契約実績なし	0	

※「災害対応等の実績」について、災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、過去2か年度のいずれの年度においても実績がある場合に限る。

※ 本表は、土木一式工事に係る標準的な様式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(別添) 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式(施工計画型)における施工計画作成に係る注意事項について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2	<p>施工計画の体裁等について</p> <p>① 省略</p> <p>② 次の条件を満たさない施工計画の提出があった場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フアイル形式又は用紙サイズに係る条件を満たしていないときは、その者の施工計画は「評価しない」。</u></li> <li>・ <u>ページ数に係る条件を満たしていないときは、その者の施工計画は、条件を満たしている範囲を「評価」し、条件を満たしていない範囲(ページ数超過部分)は「評価しない」。</u></li> </ul> <p>こととする。</p>	2	<p>施工計画の体裁等について</p> <p>① 省略</p> <p>② <u>フアイル形式に係る次の条件を満たさない施工計画の提出があった場合は、その者が行った入札を「無効」とする。</u></p>
	<p>省略</p> <p>③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断したときは、その者の施工計画は「評価しない」こととする。</p> <p>省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 様式上の次の項目については削除可能とするが、その他の様式上の項目を削除した施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断したときは、その者の施工</p>		<p>省略</p> <p>③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行った入札を「無効」とする。</p> <p>省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 様式上の次の項目については削除可能とするが、その他の様式上の項目を削除した施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行っ</p>

計画は「評価しない」こととする。

以下省略

た入札を「無効」とする。

以下省略

(様式4) 企業の施工能力についての一部を次のように改める。

### 企業の施工能力について

工事名 :

商号又は名称 :

#### (1) 施工実績

工 事 名		
発 注 者 名		
工 事 場 所		
契 約 金 額		
完 成 時 期 (該当する□に一箇所印を付すこと。)		<input type="checkbox"/> 過去 15 年以内 <input type="checkbox"/> 完成後 15 年超経過
受注形態等 (該当する□に一箇所印を付すこと。)		<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (代表者) (出資比率 %) <input type="checkbox"/> 共同企業体 (代表者以外の構成員) (出資比率 %)
工 事 概 要 等	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇	

- 注 1 入札公告に掲げる要件をすべて満たす同種工事等の元請としての施工実績について記載すること。  
 2 工事場所は、市町村名まで記載すること。  
 3 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。  
 4 受注形態等の( )内は、共同企業体における自己の出資比率を記載すること。  
 5 記載した内容は、施工実績を証する書類により確認できるものであること。

※工事概要等の右欄には、同種工事等の施工実績として求める事項を記載すること。

#### 【施工計画型又は実績確認型の場合 (工種が解体工事のときを除く。)】

#### (2) 工事成績評定点

過去 (3・6) か年度 の工事成績評定平均点	点
----------------------------	---

注 発注する工事が施工計画型又は実績確認型の場合に、前 (3・6) か年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の格付け業種に係る工事成績評定点 (完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。) の平均点 (小数第 1 位を四捨五入した整数) を記載すること。  
 なお、前年度又は前々年度に 65 点未満の工事がある場合も、平均点の算定に加味すること。

※工事成績評定対象は、土木一式工事は 3 か年度 (港湾・海上工事及び P C 橋上部工事については、6 か年度)、土木一式工事以外は 6 か年度であるため、表中及び注書きの (3・6) のいずれかとすること。

【工種が土木一式で施工計画型又は実績確認型の場合】

(3) 優良工事表彰歴

土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 2回以上 <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> なし
--	---

注 発注する工事の工種が土木一式工事で施工計画型又は実績確認型の場合に、当該年度を除く過去5か年度における国土交通省四国地方整備局長表彰又は愛媛県知事表彰の表彰歴(土木一式工事に限る。)を記載すること。

なお、記載した内容は、表彰状の写しにより確認できるものであること。

【設計金額1億円以上の土木一式工事の場合(県内業者の参加が見込まれる場合に限る。)]

(4) 生産性向上の取組(ICTの活用)

当該工事における生産性向上の取組(ICTの活用)について (いずれかの□に必ず印を付し、実施する内容(要領等において種別の区分があるものは種別まで)を記載すること。)	(1)	<input type="checkbox"/> この工事における施工プロセスの全てでICTを活用します。(ICT全面活用) 活用する具体的な工種・種別 ( )
	(2)	<input type="checkbox"/> この工事における施工プロセスの一部(次の組合せ)でICTを活用します。(ICT部分活用) ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、 ③ ICT建設機械による施工、⑤ 3次元データの納品 活用する具体的な工種・種別 ( ) <input type="checkbox"/> ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、 ④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品 活用する具体的な工種・種別 ( )
	(3)	<input type="checkbox"/> この工事において、(1)(2)以外の方法で生産性向上に資するICTを活用します。 活用する具体的な工種・種別や技術 ( )
	(4)	<input type="checkbox"/> いずれも活用しません。

注 評価基準は以下のとおりとする。

(要領等)

愛媛県が定める要領等(以下「県要領」という。)

愛媛県ICT活用工事実施要領(土木部)

愛媛県農地整備課ICT活用工事実施要領(農林水産部)

愛媛県森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領(農林水産部)

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」という。）  
 港湾事業におけるICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）  
 ICT活用工事（地盤改良工）実施要領（国土交通省）  
 ICT活用工事（法面工）実施要領（国土交通省）  
 ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（国土交通省）  
 ICT活用工事（基礎工）実施要領（国土交通省）  
 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領（国土交通省）  
 ICT活用工事（擁壁工）実施要領（国土交通省）  
 情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）  
 森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領（林野庁）  
 森林整備保全事業ICT活用工事試行積算要領（林野庁）  
 ※上記のほか、工事を所管する発注機関に關係する最新の要領を適用する。

（考え方）

「施工プロセス」：①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

「ICT全面活用」：施工プロセス①～⑤を全て実施

「ICT部分活用」：施工プロセス①②③⑤又は①②④⑤の組合せで実施

※港湾事業は、国の要領等による。

(1) 施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）：10点

県要領で定める「ICT全面活用」を実施する場合又は県要領に定めのない工種について、国要領で定める施工プロセス全てを実施する場合

当該工事でICTを活用する工種・種別（要領等において種別の区分があるものは必ず種別まで）を具体的に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しない。

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価する。ただし、土木工事施工管理基準の規定等により一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別（床堀工・法面整形工）のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しない。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価する。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価する。

※国要領で活用可能な種別が複数ある場合、1種別以上で実施すれば評価する。ただし、一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しない。

(2) 施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用）：5点

県要領で定める「ICT部分活用」を実施する場合又は県要領に定めのない工種について、国要領で定める施工プロセス①②④⑤を実施する場合

当該工事でICTを活用する工種・種別（要領等において種別の区分があるものは必ず種別まで）を具体的に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しない。

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価する。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価する。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価する。

※国要領で活用可能な構造物が複数ある場合は、当該工事における主たる構造物を含む1構造物以上で実施すれば評価する。

(3) その他のICTを活用：3点

県要領で定める「その他ICT活用」を実施する場合

当該工事で活用する工事・種別（要領等において種別の区分があるものは必ず種別まで）やICT技術を具体的に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しない。

《評価できる事例》

(ア) 10点、5点に該当しない施工プロセスで実施する場合

(イ) 全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔臨場で実施する場合。ただし、監督員との協議により現場で実施する場合及び省略する場合は除く。

(ウ) ワンマン測量を実施する場合

(エ) 橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」で定める出来形管理を行う場合

(オ) 基礎工事等において、施工精度をリアルタイムで監視できるシステム等を用いて精度管理を行う場合

(カ) 「愛媛県土木部における情報共有システム試行要領」に基づきASPを活用する場合

(キ) その他、上記に類する場合

・ 県要領に基づき、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象とする工事についても、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価する。

・ ICT活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しない。

・ 実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点する。

施行計画型及び実績確認型の評価算出表を次のように改める。



施工計画型(土木一式工事)  
 評価値算出表(年 月 日)  
 工事名: 〇〇第〇号の〇〇〇〇〇〇工事

備考又は名称	(2) 企業の施工能力											(4) 技術力の継続的な確保					配点	減点	加算点 配点	全額 配点	詳細 配点	
	(1) 施工計画			(3) 配属予定技術者			(6) 地域貢献					配属点 (小) (算入 他以下切) 配て	入札金額 (百万円)	配属率 (小) (算入 他以下切) 配て (80%)(a)/(b)÷ ÷(f)								
評価項目	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業				同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業	同業・類似工 事の新工業 業			
		50	10	10	10	10	5	5	5	5	5	5	15	15	15	10	10	30	0	0.0000	0.0000	1
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	
	0																0	0	0.0000	0.0000	1	

実績確認型(土木一式工事)

評価値算出表( 年 月 日)

工事名:○○第○号の○○○○○○○工事

商号又は名称	(1) 企業の施工能力										(2) 配属予定技術者			(3) 技術力の継続的な確保				(4) 追加的資料		(5) 地域貢献度			加算点 (小数第5 位以下切り 捨て) (a)+(b)+ 70×2.5×(c) +25×(d)+ 15×1.5×(e) +30×2.0	入札金額 (億円) (h)	評価値 (小数第5 位以下切り 捨て) (g)×(h)×(i) ÷(k)	加算点 順位	評価値 順位	
	施工体制 確認点 (a)	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績	同業・類似工 事の施工実 績						同業・類似工 事の施工実 績
配属	20	10	20	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	15	15	5	5	10	10	30	0	0.0000	0.0000	1			
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		
																							0	0.0000	0.0000	1		

実績確認型(設計金額2億円以上の工事のうち、「実績確認型」にすることができるもの(土木一式工事))  
 評価値算出表( 年 月 日)

工事名:○○第○○号の○○○○○○○工事

評価項目 番号又は名称	(1) 企業の実績										(2) 配属予定技術者				(3) 技術力の継続的な確保				(4) 地理的條件				(5) 地域貢献度				加重点 配点	評価値 配点	金額 配点
	20	10	10	20	10	10	10	5	5	5	20	10	5	5	5	25	15	15	15	5	10	30	(h)	(g) $(80 \times (a) \times (e)) \div (b)$					
施工体制 配点	20	10	10	20	10	10	10	5	5	5	20	10	5	5	5	25	15	15	15	5	10	30	0	0.0000	0.0000	1			
評価項目																													
番号又は名称																													

附 則

- この要領は、令和6年6月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第4条及び別添「愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式(施工計画型)における施工計画作成に係る注意事項について」の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 前項本文の施行日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。



簡易型総合評価落札方式における留意事項（平成21年6月3日制定）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に下線の規定に下線で示すように改正する。

改正前

（令和6年2月28日～）

省略

III 評価区分及び評価項目の設定  
 評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工  
 事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択 30	選択 30	選択 30
	工程管理に係る技術的所見	選択 30	選択 30	選択 30
	品質管理に係る技術的所見	選択 30	選択 30	選択 30
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択 10	選択 10	選択 10
	工事成績評定点	必須 20	必須 20	必須 20
	優良工事表彰歴	必須 10	必須 10	必須 10
	ISOマネジメントシステム等の取組み	選択 5	選択 5	選択 5
配属予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択 10	選択 10	選択 10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択 5	必須 5	必須 5
	主任（監理）技術者の保有する資格	必須 5	必須 5	必須 5
技術力の継続的な確保	継続学習（CPD）の取組み	選択 10	選択 10	選択 10
	設備等施工体制	必須 5	必須 5	必須 5
	災害時の事業継続力	必須 5	必須 5	必須 5
	真内下請業者の活用	必須 5	必須 5	必須 5
地理的要件	若手技術者等の育成	必須 15	必須 15	必須 15
	本・支店、営業所の有無	必須 15	必須 15	必須 15
地域貢献度	災害対応等の実績	必須 5	必須 5	必須 5
	公共土木施設整備事業への参加実績	必須 5	必須 5	必須 5
年間維持工事等の契約実績		選択 10	選択 10	選択 10
合計		225	130	95

ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更し  
 ますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認  
 ください。

- IV 評価項目の評価
- 1 省略
  - 2 個別事項

改正後

（令和6年6月～）

省略

III 評価区分及び評価項目の設定  
 評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工  
 事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択 30	選択 30	選択 30
	工程管理に係る技術的所見	選択 30	選択 30	選択 30
	品質管理に係る技術的所見	選択 30	選択 30	選択 30
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択 10	選択 10	選択 10
	工事成績評定点	必須 20	必須 20	必須 20
	優良工事表彰歴	必須 10	必須 10	必須 10
	生業前上の取組（ICTの活用）	選択 10	選択 10	選択 10
配属予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択 10	選択 10	選択 10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択 5	必須 5	必須 5
	主任（監理）技術者の保有する資格	必須 5	必須 5	必須 5
技術力の継続的な確保	継続学習（CPD）の取組み	選択 10	選択 10	選択 10
	設備等施工体制	必須 5	必須 5	必須 5
	災害時の事業継続力	必須 5	必須 5	必須 5
	真内下請業者の活用	必須 5	必須 5	必須 5
地理的要件	若手技術者等の育成	必須 15	必須 15	必須 15
	本・支店、営業所の有無	必須 15	必須 15	必須 15
地域貢献度	災害対応等の実績	必須 5	必須 5	必須 5
	公共土木施設整備事業への参加実績	必須 5	必須 5	必須 5
年間維持工事等の契約実績		選択 10	選択 10	選択 10
合計		225	130	95

ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更し  
 ますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認  
 ください。

- IV 評価項目の評価
- 1 省略
  - 2 個別事項

(1) 省略

(2) ①～③省略

④ 生産性向上の取組（ICTの活用）（10点）

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ICTの活用）を評価	施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）	10
	施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用）	5
	その他のICTを活用	3
	いずれも活用しない	0

・この評価項目は、発注する工種の工種が土木一式工事  
 で、設計金額1億円以上の施工計画型及び実績確認型  
 の場合（いずれも、県内業者の参加が見込まれる場合  
 に限る。）に設定し、ICT活用により生産性向上が  
 図られる場合に評価します。

・評価基準は以下のとおりとします。

（要領等）

愛媛県が定める要領等（以下「県要領」という。）

愛媛県ICT活用工事実施要領（土木部）

愛媛県農地整備課ICT活用工事実施要領（農林

水産部）

愛媛県森林整備保全事業ICT活用工事試行実施

要領（農林水産部）

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」とい  
 う。）

港湾事業におけるICTの全面的な活用の推進に  
 関する実施方針（国土交通省）

ICT活用工事（地盤改良工）実施要領（国土

(1) 省略

(2) ①～③省略

④ ISOマネジメントシステム等の取組み（5点）

評価内容	評価基準	配点
県内事業所におけるISO 9000シリーズ・14000シリ ーズ、エコアクション21の 認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリ ーズを取得	5
	ISO9000シリーズ及びエコア クション21を取得	4
	ISO9000シリーズ又は14000 シリーズを取得	3
	エコアクション21のみを取得	2
	いずれも取得なし	0

・この評価項目は、県内業者の参加が見込まれる施工計  
 画型及び設計金額2億円以上の実績確認型の場合に設  
 定します。

・愛媛県内にある事業所（発注工事の工種に係る建設業  
 法上の営業所に限る。）において認証取得し、開札日  
 において有効であるマネジメントシステム等を評価しま  
 す。

・認証機関が発行する証明書等により認証取得が確認で  
 きる内容を記載してください。

交通省)

ICT活用工事 (法面工) 実施要領 (国土交通省)

ICT活用工事 (付帯構造物設置工) 実施要領 (国土交通省)

ICT活用工事 (基礎工) 実施要領 (国土交通省)

ICT活用工事 (構造物工 (橋脚・橋台)) 実施要領 (国土交通省)

ICT活用工事 (擁壁工) 実施要領 (国土交通省)

情報化施工技術の活用ガイドライン (農林水産省)

森林整備保全事業 ICT活用工事試行実施要領 (林野庁)

森林整備保全事業 ICT活用工事試行積算要領 (林野庁)

※上記のほか、工事を所管する発注機関に関係する最新の要領を適用します。

(考え方)

「施工プロセス」：①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

「ICT全面活用」：施工プロセス①～⑤を全て実

施

「ICT部分活用」：施工プロセス①②③⑤又は①②④⑤の組合せで実施

※港湾事業は、国の要領等によります。

ア 施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）：10点

県要領で定める「ICT全面活用」を実施する場合又は県要領に定めのない工種について、国要領で定める施工プロセス全てを実施する場合

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床掘工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価します。ただし、土木工事施工管理基準の規定等により一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別（床掘工・法面整形工）のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価します。

※国要領で活用可能な種別が複数ある場合、1種別以上で実施すれば評価します。ただし、一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。



イ 施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用）：5点

県要領で定める「ICT部分活用」を実施する場合は県要領に定める無の無い工種について、県要領で定める施工プロセス①②④⑤を実施する場合

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床土工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価します。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価します。

※県要領で活用可能な構造物が複数ある場合は、当該工事における主たる構造物を含む1構造物以上で実施すれば評価します。

ウ その他のICTを活用：3点  
県要領で定める「その他ICT活用」を実施する場合  
《評価できる事例》

(7)10点、5点に該当しない施工プロセスで実施する場合

(4)全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔現場で実施する場合。ただし、監督員との協議により現場で実施する場合及び省略する場合を除きます。

(7)ワマン測量を実施する場合

(エ)橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」で定める出来形管理を行う場合

(フ)基礎工事等において、施工精度をリアルタイムで監視できるシステム等を用いて精度管理を行う場合

(カ)「愛媛県土木部における情報共有システム試行要領」に基づきASPを活用する場合

(キ)その他、上記に類する場合

- ・県要領に基づき、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象とする工事についても、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価します。
- ・ICT活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しません。
- ・実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点します。

以下省略

以下省略

(別紙1) 簡易型総合評価落札方式における施工計画評価に関する留意事項について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
1～8 省略	1～8 省略	1～8 省略
9. 総合評価の評価区分「企業の施工能力」の評価項目「生産性向上の取組（ICTの活用）」として評価した内容は、施工計画としては重複評価しません。 <u>「企業の施工能力」の「生産性向上の取組（ICTの活用）」の項目を優先して評価し、同様の内容は施工計画としては評価しません。</u>	9. 施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自ら作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。 1.0. 施工計画に関するヒアリングの実施について 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。 1.1. 施工計画の作成状況の確認について 施工計画を自ら作成していないことが認められる場合又は1.0のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。 1.2. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした	9. 施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自ら作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。 1.0. 施工計画に関するヒアリングの実施について 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。 1.1. 施工計画の作成状況の確認について 施工計画を自ら作成していないことが認められる場合又は1.0のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。 1.2. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした
1.0. 施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自ら作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。	1.0. 施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自ら作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。	9. 施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自ら作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。 1.0. 施工計画に関するヒアリングの実施について 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。 1.1. 施工計画の作成状況の確認について 施工計画を自ら作成していないことが認められる場合又は1.0のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。 1.2. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした
1.1. 施工計画に関するヒアリングの実施について 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。	1.1. 施工計画に関するヒアリングの実施について 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。	1.0. 施工計画に関するヒアリングの実施について 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。 1.1. 施工計画の作成状況の確認について 施工計画を自ら作成していないことが認められる場合又は1.0のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。 1.2. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした
1.2. 施工計画の作成状況の確認について 施工計画を自ら作成していないことが認められる場合又は1.1のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。	1.2. 施工計画の作成状況の確認について 施工計画を自ら作成していないことが認められる場合又は1.1のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。	1.1. 施工計画の作成状況の確認について 施工計画を自ら作成していないことが認められる場合又は1.0のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。 1.2. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした
1.3. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした	1.3. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした	1.2. 施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした

項目は除く。以下同じ)は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されることを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されていますので確認してください。

以下省略

項目は除く。以下同じ)は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されることを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されていますので確認してください。

以下省略

愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定）の一部を次のように改正する。  
様式1を次のように改める。

## 技術提案書

 工事名 :  
 商号又は名称 :

評価項目	〇〇〇〇〇について
提案1	着目点 ( )
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	
提案2	着目点 ( )
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	
提案3	着目点 ( )
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

※別添「愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式における技術提案書作成に係る注意事項について」を必ず参照のうえ、本様式の設定を変更することなく作成すること。

- 注1 技術提案は1評価項目に対し3提案とし、着目点ごとに1提案記載すること。  
 2 技術提案書(本様式)は評価項目数にかかわらず、図表を含めA4判で4ページまでとすること。  
 3 文字は、10ポイントとし、できるだけ簡潔に記載すること。  
 4 作成に当たっては、Word形式で行い、提出すること。  
 (ファイル形式に係る条件を満たしていないときは、その者の技術提案は評価しない。)  
 5 実績及びその効果については、実績(工事名・発注者名・コリンズ番号等)及びその実際の効果を簡潔に記載すること。ただし、自社の実績がない提案の場合は、効果の技術的根拠(NETISは登録番号で可)を具体的に記載すること。  
 6 入札参加者自らが作成すること。(配置予定技術者の責任において作成されていることをいう。)

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。